

運 営 規 程

ケアスティ ゆい・ゆい 湘南 (同行援護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社 ゆい・ゆいが開設するケアスティ ゆい・ゆい 湘南(以下「事業所」という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に基づく指定同行援護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児(以下「利用者」という。)に対し、適正な同行援護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に行き、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の当該利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、自ら提供する指定同行援護の事業の質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。

5 事業の実施にあたっては、全4項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ケアスティ ゆい・ゆい 湘南
- 2 所在地 神奈川県藤沢市善行6-6-43

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従

業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 サービス提供責任者 1名以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、同行援護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

3 従業者 2名以上

従業者は、同行援護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、1月1日から1月3日を除く。

2 営業時間 午前9時～午後6時。

3 サービス提供時間は365日24時間とする。

4 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

5 年間の休日

日曜・祝日、1月1日～1月3日。

（主たる対象者）

第6条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

身体障害者

難病等対象者

障害児（18歳未満の身体障害児）

（事業の内容）

第7条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

1 同行援護計画の作成

2 同行援護に関する内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、移動に必要な情報を提供するとともに、次の支援を行う

① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）

② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

③ 排泄、食事等の介助その他外出する際に必要となる援助

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、指定同行援護を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、「利用者等」という。)から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した際は、利用者等からこども家庭庁及び厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護及び指定重度訪問介護を行う場合は、利用者からそれに要した交通費の実費の額(移動に要する実費)の支払を受けることができるものとする。

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

6 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 通常の実施地域を越えて1kmにつき 10円

7 サービス提供日の前日午後5時以降に連絡があった場合(当日キャンセルを含む)1件、2,000円

を請求するものとする。ただし、サービス提供日の前日午後5時までに連絡があった場合、キャンセル料は不要とする。

8 前6項及び7項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料等(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

9 同行援護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、逗子市、横須賀市、横浜市戸塚区、横浜市金沢区、横浜市栄区、横浜市泉区、大和市、綾瀬市、寒川町

(緊急時における対応)

第10条 事業所の従業者は、指定同行援護の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故処理)

第 1 1 条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、相談支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(苦情解決)

第 1 2 条 提供した指定同行援護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指同行援護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定同行援護に関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは指定同行援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第 1 3 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症対策に関する事項)

第16条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第17条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの

とする。

(衛生管理等に関する事項)

第18条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年12回

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。

5 事業所は、利用者に対する指定同行援護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定同行援護を提供した日から5年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社ゆい・ゆいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

提供する同行援護サービスの料金とその利用者負担額について

提供する同行援護サービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者の方には、所得区分ごとの負担上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担額として負担していただくことになります。

*世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(※1)	0円

一般1	市町村民税非課税世帯（所得割16万円 ※2 未満）	9,300 円
一般2	上記以外	37,200 円

※1 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

※2 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

利用料金の目安は、次表のとおりです。（負担額額面は利用者が負担する額面）

提供時間 内容	利 用 料			
	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	3時間以上 30分ごとに加算
同行援護	314円	497円	717円	30分ごとに 119円

*利用者負担金は、介護報酬単位数に処遇改善加算Ⅰ(41.7%)と特定事業所加算Ⅱ(10%)を乗算した介護報酬総単位数に、4級地(10.84)を乗算して計算された利用料(月額)を元に算定しています。

※サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

提供時間帯名	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
加算割合	25%		25%	50%

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月17日から施行する。

この規程は、平成27年1月5日から施行する。

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

この規程は、平成27年2月18日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規定は、平成27年10月1日から施行する。

この規定は、平成27年11月1日から施行する。

この規定は、平成27年12月15日から施行する。

この規定は、平成28年1月4日から施行する。

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月19日から施行する。

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月15日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和1年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月27日から施行する。

この規程は、令和2年9月14日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年7月1日から施行する。